

## 大規模行為届出

以下に該当する大規模な行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

対象物	行為の種類	対象規模	添付図面										
			位置図	配置図	緑化計画図※1	平面図	立面(断面)図※	現況図	計画図	縦横断面図	部分詳細図	現況写真※3	
建築物	新築、新設、増築、改築、移転又は	高さ※4 12m又は建築面積1,000㎡をこえるもの	○	○	○	○	○						○
工作物※5	外観の変更(修繕若しくは模様替え)	高さ12m又はその敷地の用に供する土地の面積1,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○						○
さく及び塀	又は色彩の変更)	高さ2mかつ長さ30mを超えるもの	○	○	○		○						○
土地	開発行為	行為に係る土地の面積が1,000㎡											
土石及び鉋物	採取及び掘採(地形の外観の変更を伴うもの)	(開発行為では宅地分譲の用に供するものにあつては3,000㎡)を超えるもの又は高さ5mかつ長さ10mを超えるのり面若し	○						○	○	○	○	○

※1 樹木の位置、種類、面積を記入すること。

※2 壁面、屋根の材料及び色彩を記入すること。屋外設備の位置・形状を記入すること。

※3 届出地を含み、周辺の街並みが分かること。撮影方向を配置図などに記入すること。

※4 建築基準法施行令第2条第1項第6号口による建築物の高さとする。

※5 令和4年(2022年)10月1日より太陽光発電施設が追加対象